

## 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日 教員養成部会決定）の改正案 新旧対照表

改正案	現 行
<p>1～2 省略</p> <p>3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 施行規則第 2 2 条第 4 項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 9 条及び第 1 0 条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ 3 割を超えないものとする。</p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>(10) 専任教員は、3 (9) の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。</p> <p>短期大学の専攻科における必要専任教員数は、短期大学の学科等の専任教員とは別に、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち 1 人は教授）とする。</p>	<p>1～2 省略</p> <p>3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 施行規則第 2 2 条第 4 項により、他の大学の授業科目として開設される領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）若しくは教育実践に関する科目（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなすことができる。この場合において当該みなすことができる授業科目の単位数は、施行規則第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 9 条及び第 1 0 条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ 3 割を超えないものとする。</p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>(10) 専任教員は、3 (6) の①から⑤に掲げる科目のいずれかを担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。</p> <p>短期大学の専攻科における必要専任教員数は、短期大学の学科等の専任教員とは別に、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち 1 人は教授）とする。</p>

<p>4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>4-3 中学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>・「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、<u>情報通信技術を活用した教育の理論及び方法</u>に係る部分に限る。）において1人以上</p> <p>4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例</p> <p>(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>① 教育の基礎的理解に関する科目</p> <p>② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）<u>（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程においては教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分）</u>又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分</p>	<p>4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>4-3 中学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。</p> <p>ii) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>・「各教科の指導法」、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、<u>（情報機器及び教材の活用を含む。）</u>に係る部分に限る。）において1人以上</p> <p>4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例</p> <p>(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>① 教育の基礎的理解に関する科目</p> <p>② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分</p>
---	--

## 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日 課程認定委員会決定）の改正案 新旧対照表

改正案	現 行
<p>2 教育課程関係</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。</p> <p>また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない（<u>情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を除く</u>）。</p> <p>(5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合には、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること</p> <p>② 各事項において(7)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと</p> <p>③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること</p> <p>④ <u>情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を他の事項と併せて開設する場合、施行規則に定める最低修得単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できること</u></p>	<p>2 教育課程関係</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項は、基準に定める場合を除き、認定を受けようとする課程の免許状の種類及び施行規則に定める科目区分ごとに授業科目を開設しなければならない。また、施行規則において最低修得単位数を定める事項については、当該事項のみで構成する授業科目を当該最低修得単位数以上開設しなければならない。</p> <p>(5) 「教育の基礎的理解に関する科目等」において、施行規則に定める各科目に含めることが必要な複数の事項を同時に満たす授業科目を開設する場合には、以下の観点から審査を行うこととする。</p> <p>① 取り扱う事項全ての内容を適切に表現した名称であること</p> <p>② 各事項において(7)①の内容が適切に扱われており、特定の領域又は事項に偏っていないこと</p> <p>③ 各事項において適切な授業時間数が確保されていること</p>

(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

① 教職課程コアカリキュラム

(令和〇年〇月〇日教員養成部会)

② 外国語（英語）コアカリキュラム

(文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書)

### 3 教員組織関係

(1) ～ (2) 省略

(3) 令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあて

ることを可能とする。  
ただし、その場合は、令和4年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

① 「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績

② 「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

(4) 令和2年度から令和4年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校については、小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有し

(7) 授業科目の審査にあたっては、以下に定める事項の内容が含まれているか確認を行うこととする。

① 教職課程コアカリキュラム

(平成29年11月17日 「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」決定)

② 外国語（英語）コアカリキュラム

(文部科学省委託事業「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」平成28年度報告書)

### 3 教員組織関係

(1) ～ (2) 省略

(3) 「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する専任教員、兼任教員又は兼任教員が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあて

ることを可能とする。  
ただし、その場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

① 「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績

② 「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

(4) 小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあて

<p>ている者をもってあてることができる。</p> <p>ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、<u>令和 4 年度末に当該教員の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</u></p> <p>①小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績</p> <p>②中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績</p> <p>なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(5) <u>小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程の「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、当分の間、「各教科の指導法」、「教育の方法及び技術」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてることができる。</u></p>	<p>ただし、②の業績のみを有している者をもってあてた場合は、<u>平成 3 4 年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。</u></p> <p>①小学校学習指導要領における「外国語活動」（英語）に関する活字業績</p> <p>②中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績</p> <p>なお、英語以外の外国語の指導法については、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>(5) <u>(3)及び(4)は平成 3 2 年度から平成 3 4 年度までに開始する教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</u></p> <p>(新設)</p>
--	--

## 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成 20 年 10 月 24 日 課程認定委員会決定）の改正案 新旧対照表

改正案	現 行
<p>1. ～ 2. 省略</p> <p>3. 授業方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業の方法は演習を中心とし、ICTを積極的に活用すること。</li> <li>○ 受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。</li> <li>○ 学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。</li> <li>○ 役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。<u>また、その際、学生が ICT を活用し取り組む内容とすることが望ましい。</u></li> <li>○ 学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。</li> <li>○ 連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。</li> <li>○ その他答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。</li> </ul>	<p>1. ～ 2. 省略</p> <p>3. 授業方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 授業の方法は演習を中心とすること。</li> <li>○ 受講者数は、演習科目として適正な規模で行うこと。</li> <li>○ 学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする。</li> <li>○ 役割演技（ロールプレイング）、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等も積極的に取り入れることが望ましいこと。</li> <li>○ 学校現場の視点を取り入れる観点から、必要に応じて、現職の教員又は教員勤務経験者を講師とした授業を含めること。</li> <li>○ 連携先となる教育委員会及び学校を確保することや授業計画の立案に当たって、当該教育委員会又は学校の意見を聞くことが望ましいこと。</li> <li>○ その他答申の趣旨を踏まえた内容及び方法により実施すること。</li> </ul>